

平成 24 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（厚生労働省）

制 度 名		障害者総合福祉法（仮称）の創設に伴う税制上の所要の措置	
税 目		所得税、法人税、その他関連する税目	
要 望 の 内 容	<p>障害者制度改革については、平成 22 年 6 月に閣議決定した「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」において、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする「障害者総合福祉法」（仮称）の制定に向け、必要な検討を行い、平成 24 年通常国会への法案提出を目指すこととされている。</p> <p>このため、「障害者総合福祉法」（仮称）を創設することに伴う税制上の所要の措置を講じる。</p>		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	— 一百万円 （ — 一百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>障害の有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会をつくる。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を図るために、障害者自立支援法に代わる新たな法律が制定された後においても、税制上の所要の措置を引き続き講ずることが必要である。</p>		
今 回	合 性 理	政策体系 における	基本目標Ⅳ 地域で安心して健康に長寿を迎えられる社会を実現する 施策大目標Ⅳ 7 障害者制度改革の道筋をつけ、障害のある人も障害のない人

	政策目的の位置付け	も地域でともに生活し、活動する社会を実現する 施策中目標 IV 7 1 障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備し、障害者の地域における生活を支援するとともに、自殺対策を推進する。
	政策の達成目標	制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等の推進
	租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	同様の要望を地方税においても行っている
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		要望の措置 の妥当性	—
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別 措置の 適用実績	—
		租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	—
		前回要望時 の達成目標	—
		前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理由	—
		これまでの 要望経緯	—